

法第43条第2項第2号許可スケジュール

所要期間(目安)

①窓口相談 (現場調査依頼)	ご相談内容を伺い、相談票の提出をいただいた上で現地調査を行います。 ◇必要書類：『相談票』『案内図』『公図写』『登記事項証明書等（発行日が3か月以内のもの）※』『土地・建物所有者一覧表 ※』 ※ <u>相談地とその周囲（相談地に隣接する敷地、通路部分、通路に接する敷地等）の土地と建物の情報</u> が必要です。	1ヶ月程度
②現地調査	立ち会いの必要はありません。	
③庁内協議	現地調査後、許可の可能性について方針を検討します。 なお、庁内協議の内容によっては既定の所要期間より日数がかかります。	
④検討結果のご案内	検討結果や許可の方針、許可条件等について担当からご説明いたします。	プラン検討
⑤会議資料作成	許可の方針等に基づいて、プランの検討や協定図の作成等を進めていただきます。許可申請時期や建築計画等について事前にご相談ください。	
⑥会議資料提出	<u>会議資料を下記期日までに PDF データ</u> でご提出ください。	3週間程度
⑦案件検討会議	関係各課を交えて、建築審査会に向けた事前会議を行います。	3週間程度
⑧許可申請	案件検討会議の翌日から <u>建築審査会開催日の7日前までに</u> 手続きを行ってください。許可申請手数料は1件につき 36,000円 です。	
⑨建築審査会	<u>開催日の7日前までに資料8部</u> をご提出ください(※一括同意基準に該当する場合は不要)。なお、会議資料は建築審査会終了後、ご返却します。	
⑩許可書交付	建築審査会において同意された案件については、消防同意後決裁手続きの上、許可書を交付いたします。なお、許可書交付時期は、建築審査会の同意から概ね <u>3週間後</u> です。	3週間程度
⑪工事完了届提出	完了検査前に <u>特定行政庁へ工事完了届の提出</u> が必要です。 <u>分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出</u> してください。	

⑥会議資料提出期限	⑦案件検討会議	⑨建築審査会
令和6年 3月 5日	令和6年 3月26日	令和6年 4月17日
5月22日	6月12日	7月 3日
7月10日	7月31日	8月21日
8月21日	9月11日	10月 2日
10月 2日	10月23日	11月13日
11月 6日	11月27日	12月18日
12月18日	令和7年 1月15日	令和7年 2月 5日
令和7年 1月29日	令和7年 2月19日	令和7年 3月12日

案件検討会議や建築審査会の準備がありますので、申請予定の場合は「⑥会議資料提出期限」の2週間前に一度ご連絡ください。

【お問い合わせ先】

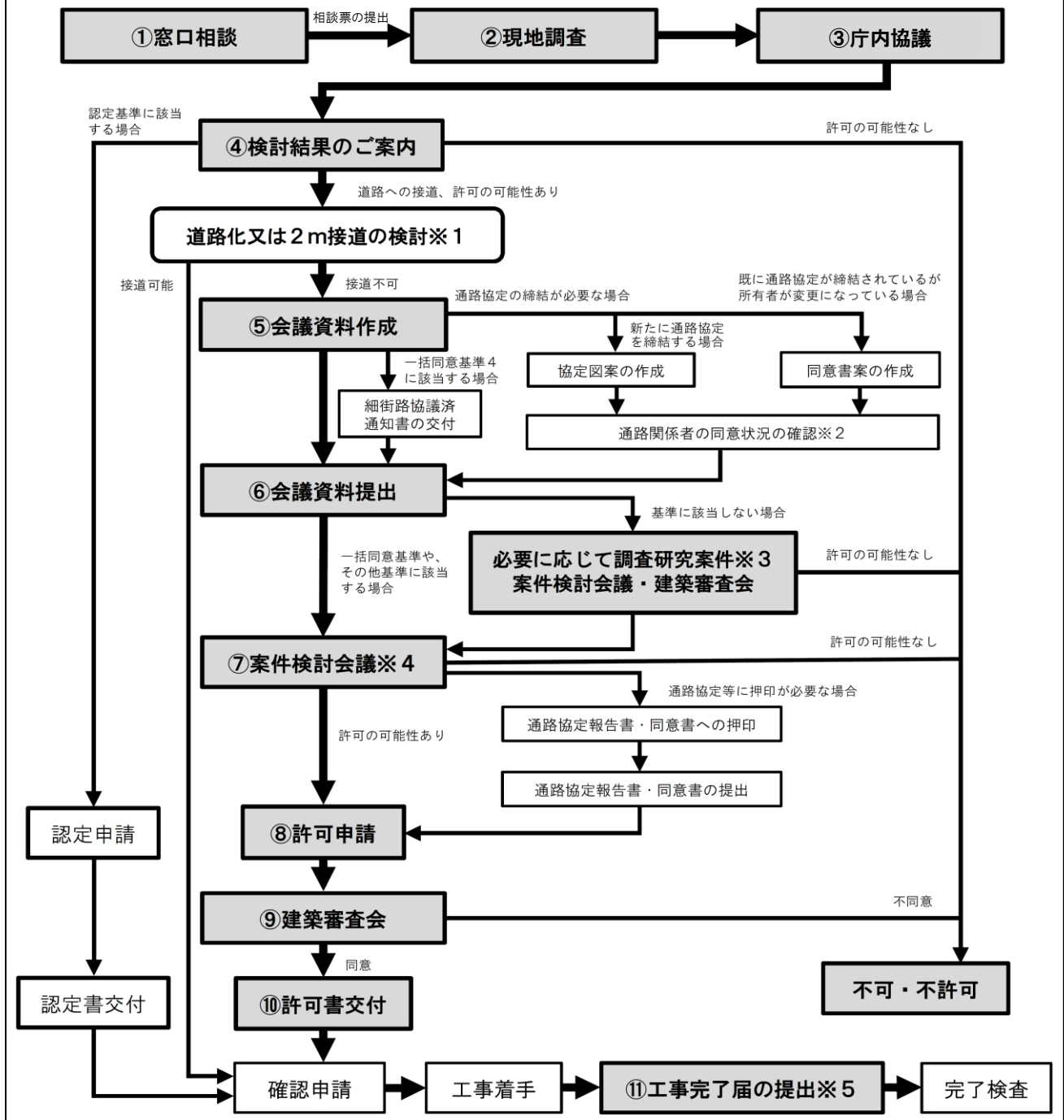
開発指導課 建築許可係

TEL 03-3880-5944 (直通)

FAX 03-3880-5615

MAIL kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

手続きフロー



※1 道路化とは位置指定道路にする等、前面通路を建築基準法上の道路に位置付けることです。検討結果についてはご報告ください。

※2 同意状況によって許可条件が異なる場合は、事前に通路関係者の同意状況を確認してください。

※3 敷地の分割を伴うものや基準には該当しないが許可の可能性を有するもの等、案件によっては許可申請前に建築審査会に意見を求める場合があります、この場合、通常よりかなり時間がかかります。

※4 案件検討会議において、建築計画の変更や通路協定図の修正が必要になる可能性があります。そのため、通路協定等への押印は案件検討会議後をお願いします。

※5 完了検査前に**特定行政庁へ工事完了届の提出**が必要です。**分筆や地目の変更が許可条件となる場合は、完了検査前までに手続きを済ませ、公図や登記事項証明書も併せて提出してください。**